

海津敦子

市民の広場・文京を代表して 海津敦子が、一般質問をいたします。
区民の目線に徹底して立っての質問や提案を行っていきます。

「行財政改革について」

Q：受益者負担の適正化にむけた 手続きについて

「受益者負担の適正化で利用料金改定に向けた区民説明会で、区民に説明をした「育成室、幼稚園の保育料の激変緩和措置など」の修正案は、議会で一切、審議していないものが使われました。そうした流れに、違和感を持っています。

区民に説明された保育料の激変緩和措置案は、6月の議会の委員会審議で「急激に保育料の変化をすべきではない」と意見が多かったため、急ぎよ、策定された段階的値上げ案ではありません。でも、その内容についての審議は、これからです。

本来であれば、今回の定例会において、受益者とは何か、負担の公平とはどういったことか。また、激変緩和措置も含む料金改定のあり方などについて、各委員会で議論を尽くし、そののち、修正案を作成して、区民に説明をすべきだったと思います。手続きが違うと思うのです。

さらには、区からの条例提案は第4回定例会で行うことが、区民目線では重要だったと感じています。

利用料金を改定する急速なスケジュールは 誰のためなのか、疑問がわきます。

第三回定例会に条例案を提出するのは、料金改定後の周知期間を取るためとのことですね。しかし、周知は最優先事項ではありますが、より重要なのは、料金改定の内容を決定する前に、議会や区民と共に議論して、政策形成を行っていくことです。丁寧に区政を推進することがおざなりになったように感じます。「十分に議論された」との思いを区民が持てることが重要です。評価するのは区民です。

今回のような急速な政策形成の在り方は区民からの信頼を損います。区長のお考えをお聞かせください。

また、受益者負担の見直しを三年後に行うのであれば、適正な使用料・手数料を設定するための「基本方針」を定める必要があると思います。区長の見解をお聞かせください。

区長：受益者負担の適正化については、これまでも「行財政改革推進計画」を策定する中で、行財政改革区民協議会、及びパブリックコメントや説明会での区民の意見を踏まえ、方向性を示しております。

また、それを具体化した「受益者負担の適正化に向けた使用料及び手数料等の改定方針」については、本年第二回定例会でのご意見を踏まえ、当初から引き続きの検討課題としていた減額及び免除に加え、激変緩和について、迅速に修正を行ったものです。

したがって、区民や議会の意見を十分に踏まえ、適宜検討を進めてきたものと考えております。

なお、今後は、本方針を基本とし、3年ごとに見直しを行ってまいります。

Q：受益者負担の考え方について

(1) 受益者負担の原価計算に人件費を含むことについてお伺いします。

受益のもともとの意味は、公費を投入して区画整理事業をすることによって、地価が上昇するなどの経済的な利益を、社会的に還元することです。

また、その概念を拡大して使用料・手数料などの料金を含める場合があります。

しかし、保育サービスなどは、保護者が納税をすることや子どもが未来を担う人材であることを考えると、むしろ、行政が享受するものが大きいといえます。

また、これまでは、子育て、教育、介護などを社会で担うことにより、一定の公共性の実現を目的とする考えがあり、それらに係るコストとして納税者全体で負担するという合意がありました。

保育など子育て世代全体やひいては、将来の高齢世代にも受益がおよぶ社会的コストは、受益者負担の理論とは全く別のものとして議論すべきではないでしょうか。区長の見解を伺います。

区長：「子育て支援計画」では、様々な子育て支援サービスの目標事業量を計画化しており、その事業量と質の確保には、多くのコストがかかるため、計画を着実に実行するには、サービスを利用される方に応分の負担をしていただく必要があるものと考えております。

そのため、保育など子育てに係るものについても、受益者負担の考え方の範ちゅうであると認識しております。

(2) 平成23年度決算ベースでは、正規職員、非常勤等々に支払われた人件費の合計は204億2000万円であり、特別区民税の73.7%を占めます。

歳入全体から見ると26.9%にのびります。これらの数字からも公務員の人件費を区民がすでに負担していることが伺えます。

単純に、施設やサービスを利用する人、利用しない人という観点から人件費の負担を求めることは、区民にとっては、公務員の人件費を「利用者」ということで二重に支払うという疑問点も生じます。納税者の視点に立って、区民にわかりやすく教えてください。

区長：受益者負担の適正化とは、特定のサービスを利用する方に、コストの一部を負担していただくことで、サービスを利用しない方との負担の公平を図るものであります。

区民に納税義務として負担していただく税金と、利用される方に特定の施設の貸出しや、行政サービスを提供する上で必要不可欠な維持管理費、直接的な人件費について負担していただく使用料とは、別のものであると考えております。

Q：区民サービスの強化

(1) 組織を見直す中で、区民サービスのさらなる向上も考えて行かなくてはなりません。例えば相談者にとって生活保護の申請が必用であれば付き添っていくという支援も大事かと思えます。

また、区民が次の相談先でも同じ話を繰り返し伝えずにすむように、本人の了解を得て、あらかじめ次の課へ伝えるなどのサービスの構築も必要ではないでしょうか。伺います。

区長：区民の相談内容に応じ、各所管課できめ細かい対応を図っているところですが、相談者の事情を十分配慮しつつ、各所管課で連携を図ることにより、区民サービスの向上に努めてまいります。

(2) 江東区や世田谷では、収入が減ったり、家族構成が変化したり、契約更新を断られるなどの理由で部屋を探している高齢者が、不動産屋を回らずにすむように、住宅課に相談窓口を設置しています。こうした区民に寄り添う取り組みを文京区民も待ち望んでいます。

区民サービスを強化するための新たな取り組みとして、区長はどのようなことを考えていらっしゃいますか。アイデアをお聞かせください。

区長：区では、日常業務や区民の声等により、区民ニーズを的確に把握することなどを通じて、サービスの向上を図っております。

また、特に優先度の高い施策については、毎年度、重点施策として位置付け、実施することにより、区民サービスの向上に向けた様々な取り組みを的確に進めているところです。

(3) 区民サービスの強化として、放射線量の測定器貸し出しについて、区民の利用しやすさを考えて貸し出しルールを見なおす予定は、とても喜ばしいことです。

そこで提案です。働いている人が利用できる現実的な時間帯を想定して、現行の9時から4時半までという貸出時間を改定してはいかがでしょうか。

ルールが見直されても、遅刻や早退、休暇をとらないと借りられないといったことでは、子育て支援を重点施策にしている実感を持ってもらえません。

すでに利用されている方から意見を伺うなどして実態把握を行い、利用者と共により区民ニーズに応じたルールの改定をされてはいかがかと思えます。区長の見解をうかがいます。

区長：測定器利用者からのご意見については、窓口対応の際に、区民の意見を丁寧に伺うとともに、利用実態を踏まえて利便性の向上に努めているところです。

貸出し前後に実施する、職員による機器の作動確認が必要であるため、ご指摘の受付時間の延長については、考えておりませんが、現在、土日祝日を含んだ複数日貸出しを、平日にも拡大する検討を行っております。

Q：組織の見直し

(1) 子どもの育ち、学びについて、「就学前から継続性をもって支援することができる組織」に見直すために、子ども部門組織検討会が立ち上げられています。ですが、幼児期を担当する男女平等子育て支援部からは数人のメンバーが入っているものの、乳児家庭の孤立を防ぐ事業等を所管する保健衛生部から委員が入っていません。今のメンバー構成からは、生まれたときから継続して子どもを支えていく組織改正を行っていく、という姿勢が区民には見えません。「見える化」が重要です。

区長は、「区民の視点に立ったわかりやすい子ども部門組織」に再編していくためには、具体的にはどのような視点が必要とお考えでしょうか。

区長：組織の見直しにあたっては、利用者の利便性はもちろんのこと、現行の法制度や、事務処理の迅速性、効率性、行政サービスの品質向上等の視点が必要と考えております。

(2) 検討会のメンバーについて保健衛生部が加わらずに検討することに、どのような見解を持たれているのでしょうか。あわせてお伺いします。

区長：検討体制については、子ども・子育て施策の教育委員会での一元的な実施も視野に入れていることから、教育推進部及び男女協働子育て支援部を中心に分科会を構成しておりますが、委員については、対象事務に応じて座長が指名することとし、柔軟な検討ができる体制としているところです。

Q：シビックセンター施設整備について

シビックにはベンチが少なく、各階で用事をすませても「一息つくことができない」と言った声が数多く寄せられます。三階の屋上庭園のあるスペースや展望ラウンジをはじめとする様々な場にもベンチなどをもっと設置して、区民が憩う場にしてほしいとの声も聴かれます。

さらには、図書館に学習ルームを整備していない区なのだから、せめてシビックセンター内に勉強ができるスペースを整備してほしいとの声が、学生からお年寄りまで広く聴かれます。いずれのニーズも共感する区民は多いです。それだけに、迅速な対応が求められます。

ちなみに、ベンチなどを多数置くと、一日中座り続けてしまう人が出たり、ホームレスが入ってくる。という心配を持つことがあったなら、次のように考えていただきたいのです。頻繁に来る人はそれなりに理由を持つ人であり、ガードマンが出ていくように声掛けをするのではなく、福祉職の職員やNPOなどが連携して声をかけ、支援が必要であれば支援につないでいく。そうした発想の転換を図ってほしいと思えます。

区長は、シビックセンターを区民にとってどのような場にしていくことを思い描いているのでしょうか。ベンチを設置していくことなど含め、具体的なお考えをお聞かせください。

区長：シビックセンターは、大・小ホールや区民施設等を備えた複合施設で、年間約300万人もの来訪者があり、日頃から、安全・快適にご利用いただけるよう、意を用いているところでございます。

また、平成21年度より低層階の見直しに着手し、区議会や区民の皆様から多種多様なご意見をいただきながら、十分時間をかけて合意形成を行い、多額の経費をかけて改修等を実施し、ようやく本年、一定の対応を終えたばかりであります。

そのため、当面は現状での施設運営を進めることが重要と考えますが、今後とも、シビックセンターが、様々な来訪者が世代を超えて交流できる施設となるよう、必要に応じ適宜対応を行ってまいります。

「防災について」

Q：避難所の居住環境について

(1) 重点施策で「避難者の安全対策の強化及び居所環境の向上を進める」として、和式トイレ箇所を洋式化などをしていきます。しかし、それだけで、避難所の生活の質向上になるでしょうか。「トイレが臭い」と老朽化した学校のPTAが異口同音に言います。清掃をおこなっているわけではなく老朽化した配管等の問題だと言われています。

ちなみに、排水管は常時、水を流すことで臭いを防止できます。が、常に水を流していても、廊下にまで臭さが広がる現状があるので、災害時に水を流せなくなれば、臭さが校舎内に充満していくことも想定されます。

避難所生活となればただでさえ、ストレスがたまる日常で、臭いトイレ環境では心の健康にも影響することは誰もが想像できることです。

国土交通省は築30年以上を経過したマンションの居住環境を良好な状態に維持する大規模修繕を推進するためにマニュアルを作成し排水管の交換についても掲載しています。

築30年を超えた校舎が多い状況です。トイレの配管等の交換計画を、どう考えていますか。お伺いします。校舎の改築と同時に検討するのであれば、その時期、目途をお聞かせください。

区長：排水管からの臭いは、排水トラップが水で満たされている状態では発生しない仕組みとなっております。各学校では、トラップが適切に機能するよう、定期的なトイレ清掃を行っておりますので、排水管からの臭いはないものと考えております。

また、通常、便器周辺の汚れが臭いの原因となっているため、日常の清掃では取り除けない固着した尿石等を除去する特殊清掃も実施しております。

このようなことから、臭気については、ご指摘のような状況ではないと考えております。

また、排水管については、必要に応じて適宜改修しておりますので、改めて全面的な改修を行う考えはございません。

(2) 東日本大震災でも課題になった、車いすや、人工肛門の方などが避難所へきたときに利用できる多機能トイレの整備を、国は、耐震化同様に、避難所の重要な検討課題と位置付けています。文京区の避難所トイレの現状は、そうした方たちを取りこぼしたままです。人権にも関わる問題です。

いつ大地震が来てもおかしくない状況で整備が急がれます。どのような計画をお持ちでしょうか。お伺いします。

区長：学校の改築にあたっては、文京区福祉環境整備要綱に基づき、車いす利用者等が利用できるトイレの整備を図っております。

現在、小学校で10校、中学校で7校に多機能トイレを設置しております。

既存施設に多機能トイレを設置するには、スペースを確保する必要があり、教室等の再配置をしなければなりません。そのため、設置の際には、使用状況を含め学校と十分に協議しながら、検討してまいります。

(3) 文京区の予算方針は、区民ニーズにかなったサービスを効果的に実施するために、積極的に国からも都からも補助金をとってくるようになっていきます。

区は、補助金なしで一校あたり約1000万円のトイレ改修をすすめています。

しかし、いずれ排水管の交換工事を行い、そして、いつか、多機能トイレを避難所に整備していくのであれば、まとめ

て全面改修する方が経費はかからないように思います。

しかも、全面改修すれば補助金はとれますので、補助金なしでチョコチョコと改修していく現状の計画は、積極的に補助金を取り区民ニーズに対応する予算方針に合致していないように映ります。

トイレの全面改修する費用として一校で3000万～5000万円といわれ、文科省からは補助金が3分の一がでます。補助金を使い、排水管も含めた全面改修を行うことと、現状の学校トイレの改修計画ではどちらが財政上、負担なく避難所の環境整備ができるのか。数字の根拠と共にお示してください。

区長：今回のトイレ改修工事は、避難所の機能強化として、洋式便器が未設置のトイレに洋式便器を設置するとともに、天井材等にアスベストがある場合には併せて全面撤去を行うというものです。

対象箇所は、全小・中学校の男女トイレ約500箇所のうち、約150箇所に上ります。

工事にあたっては、アスベストの除去や断水等への対応が求められることから、学校運営を考慮し、夏休みを中心に施工する必要があります。出来得る限り早期に全工事を完了し、避難所のトイレ機能を強化することを目指して、現在の工事内容としております。

また、学校のトイレについては、地震による断水、停電により使用できなくなることも想定されるため、避難所におけるトイレの対応は、洋式化だけではなく簡易トイレ等の備蓄も含め、総合的に検討する必要があると考えております。

したがって、避難所機能の強化として、ご提案のようなトイレの全面改修は考えておりません。

(4) 文部科学省は、老朽化した「臭い、暗い、汚い」という劣悪な環境にある小・中学校のトイレの改修を、避難所の視点からも改修し整備することを各自治体へ促しています。

世田谷区は年に2,3校ずつ、「明るく清潔でホッとできる場」にトイレがなるように全面改修を行っています。しかも、多機能トイレを一階の男女それぞれ一か所に設置しています。葛飾区では、平成27年度までに学校トイレの全面改修を100%行うことを目標に掲げています。多機能トイレの設置や、トイレにベンチを設置し、荷物置き場や、おしゃべりができるようにするなどして、平成22年10月段階で55.2%が改修されています。

明るく綺麗で快適なトイレ環境の整備は公立小中学校の魅力を増すことにもつながります。世田谷区や葛飾区のように、明るく快適なトイレ環境へと改修をすすめない文京区のあり方からは、子どもが気持ちよく学校生活を過ごすことを重要視している姿勢は見えません。

来年度からも、防災トイレの改修を今年度同様に継続し、子どもが健康を損なう恐れが指摘されている「暗い、臭い、汚い」トイレ環境はそのままでしょうか。

それとも、計画的に明るい、快適な学校トイレへ全面改修する計画へ転換されるなら、その時期はいつでしょうか。伺います。方向転換を図らないのであれば、その理由とその根拠をお聞かせください。

区長：学校トイレは、「学校環境衛生基準」に基づき、適切に管理されておりますので、劣悪な環境にあるとのご指摘は当たらないと考えております。

学校施設では、非構造部材の点検・改修などの安全対策や、老朽設備の改修など様々な重要課題がありますので、現在のところ、全面的なトイレの改修については考えておりません。

なお、個別の改修については、必要に応じ適切に行っております。

Q：専門職の活用

災害時には、医療面で専門的な資格を有する人が一人でも多く必要です。そこで、看護師や薬剤師の資格を持ちながらも、今は、専業主婦であったり、他の仕事についている人たちの力を活用できれば、確かな応援になるはずです。

そのためには、看護師や薬剤師の仕事から遠ざかっている方たちが、災害時には、気後れすることなく力を発揮してもらえるように、医師会や訪問看護ステーション、薬剤師会などと協力して、年に数回、災害時に役立つ研修会を実施し、参加してもらってはいかがでしょうか。区長のお考えをお聞かせください。

あわせて、身近な地域で、専門的資格や技術をもっている方を登録し、各避難所運営協議会の組織に位置づけることが重要であり、地域で大きな力になってくれると考えます。区長の見解を伺います。

区長：医療、福祉、語学等の専門的な知識・経験・技能等を有する人材を、あらかじめ専門ボランティアとして確保するために、ボランティア事前登録制度の導入について、検討してまいります。

また、登録いただいた方に対して、避難所運営協議会及び避難所運営訓練への参画等を通じ、地域住民との顔合わせや、災害時に活用できるスキルの向上を図る機会も、設けていきたいと考えております。

Q：防災計画の周知について

(1) 避難所への避難や備蓄について、区民に十分に周知されていません。PDCA サイクルで考えれば、これまで通りの周知方法では、周知の徹底は難しいと考えるべきです。

そこで提案です。防災計画を周知していくにあたり、区立保育園や幼稚園、小学校、中学校の全体保護者会などを、積極的に活用して避難所の説明を行ってはいかがでしょうか。伺います。

区長：「地域防災計画」の修正過程においては、区民説明会を4か所で開催するとともに、計画素案の区報特集号の発行、パブリックコメントの実施等、計画の内容について、区民周知及び意見を伺う機会を設定しているところです。

また、計画策定後も、その概要について広く周知するために、区報特集号を発行する予定です。

なお、これまで様々な団体等の依頼により、職員が出向き、避難所等を含め、計画に関して説明をしているところであり、引き続き行ってまいります。

(2) 来年度4月から施行される、東京都帰宅困難者対策条例では「従業員は事業所に留まる」「必要な3日分の水や食料などの確保に努める」内容になっています。区として、区内事業者に対し、また、この内容を学校等に対してはどのように働きかけをし、具体化しようとしているのか、その進捗状況や現状についてお聞かせください。

区長：東京都帰宅困難者対策条例については、事業者や私立学校への周知を行い、従業員や生徒等の施設内待機、3日分の水や食料の確保等について啓発を行っているところです。

区立保育園の備蓄については、整備を進めておりますが、区立幼稚園、小・中学校の備蓄については、教育委員会と備蓄量や場所等について協議の上、整備を進めてまいります。

Q：障害者の避難について

(1) 障害のある方が避難の避難先をどのように想定しているのでしょうか、伺います。

ちなみに、障害がある等が理由で「福祉避難所へいけ」と、言われないように周知徹底する必要があります。あくまでも本人の選択肢として福祉避難所に非難することも「できる」というものであって、基本は、障害の有無に関わらず、地域の避難所が居場所との理解でよろしいでしょうか。

区長：災害時要援護者は、自宅が倒壊等により避難が必要になった場合に、地域の避難所に避難していただくことになります。

福祉避難所の利用については、災害時要援護者の状況や、本人及び家族の意向、福祉避難所の状況や受け入れ可能人数等を踏まえ、搬送する要援護者を決定すべきものと考えております。

今後、これらの避難の仕組みを地域防災計画に盛り込んでまいります。

(2) この内容が地域防災計画改定の中に、どのように位置づけられるのか見解を伺います。

また、福祉避難所に行くことで、家族がバラバラになってしまうことがないように十分に配慮していく必要もあります。具体的にどのような配慮を行うか、お考えをお聞かせください。

区長：福祉避難所では、災害時要援護者とその家族等の援護者が、一緒に避難生活を送れるように運営事業者等と検討を進めるとともに、福祉施設への必要な物資等の備蓄を進めているところです。

Q：医療ケア

自宅で医療ケアを受けて生活する方々が避難してきた場合、自宅から医療器具を持ち出してこられないことも想定されます。各避難所に、医療器具などこういったものを配置すればよいか、訪問看護ステーションの協力を得て、区民がどのような医療器具を使用しているかあらかじめ把握をしてはいかがでしょうか。そして、その実態に応じて、協定を結ぶ、医療機器組合にあらかじめ伝え、災害時に必要であれば避難所へ届けてもらうことが重要と思います。区長の見解を伺います。

区長：医療ケア依存度の高い方については、訪問看護ステーションの協力により、ほぼ把握しており、人工呼吸器などを常時使用されている方の非常電源の個別確保については、都が現在整備を進めております。

区としては、必要な医療機器の確保と携行について啓発するとともに、災害時には、受療可能な医療機関等との調整に努めるほか、医療機器等の調達を必要とするときは、日本医療機器協会に対し、要請を行ってまいります。

「教育委員会について」

Q：区民の声

(1) 区民の声が教育長に取捨選択されて、教育委員長、教育委員に届かないことがあります。区民の信頼を欠くものです。

例えば、いじめによって不登校になったお子さんの保護者が、学校と教育委員会事務局の対応に不信感を抱き、教育委員長、教育委員に充てた手紙が、教育長の判断で届けられませんでした。そのことを昨年文教委員会で尋ねたところ、教育長は、「重要性、重大性に鑑みて、教育委員の先生に報告している」と答弁されました。

教育長にとって、いじめの問題は教育委員に伝えるほどの重要性はなかったのでしょうか。伺います。

教育長の考える重要性、重大性の基準が区民にはわかりません。

最近も、重要な教育施策のひとつとなる特別支援学級と通常学級の「交流及び共同学習のガイドライン」について寄せられた保護者たちからの要望も、教育委員には伝えられませんでした。教育委員のお一人に尋ねたところ「いじめもそうだったが一切知らされていない」「教えてもらいたい」と伝えているとも言われ残念そうでした。そうした教育委員会事務局のあり方は、保護者にとって「隠ぺい体質に見える」そうです。

教育委員の方々がいくら高い見識を兼ね備えていても、区民の思いや要望が滞りなく情報提供されなければ、適切な議論はできません。もったいないことです。ここ2か月でも、放射能関連で言えば給食の食材の問題や、副読本使用について。また、各校からの要望など、様々な声が寄せられています。いずれも教育委員の方々が目を通し知っておくべきことばかりです。そこで提案です。

教育委員会に寄せられた区民の声とその回答はすべて、教育委員長、各教育委員が目を通して、回答が適切であるかどうか審議したうえで区民へ回答する。今はPC等で送り意見をもらうこともできるはずですが、教育委員長、各教育委員はこの提案にどのような見解をお持ちなのか、教育委員会で協議の上、ご答弁ください。

教育長：区民の声や保護者から届きました教育委員長、教育委員等へのご意見につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第17条第1項の規定に基づき、教育委員会の指揮監督のもと、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる、とした、教育長に与えられた権限に基づき対応し、事案の内容に応じて教育委員会に報告することとしています。ご指摘の件に関しましても、この権限に基づき対応したものでございます。

なお、現在は、ご指摘のいじめに関する区民の声をはじめ、教育委員会に寄せられるさまざまな意見・要望につきましては、教育委員会に定例的に情報提供しております。

(2) 庶務課に確認をしたところ「文教委員会で審議された教育委員会にかかる事項について、慣例にしたがい、報告していない」「委員長、教育委員への報告は本会議質問と答弁のみ」と聞きました。本来であれば文教委員会の審議も、報告されるべきことです。議会軽視に映ります。

そこで、さらに提案です。

この9月より、教育委員は文教委員会を可能な限り傍聴をすること。傍聴ができないときは、教育委員会にかかるすべての審議を議事録の完成を待つことなく、委員会終了後の直近の教育委員会定例会で事務局より報告を受けること。これらを教育委員長はじめ各委員でご検討いただき、教育長のご答弁をお願いします。

教育長：執行機関である教育委員会の理事者として、教育委員でもある教育長が出席しておりますので、その他の教育委員が必ずしも傍聴する必要はないものと考えております。

また、教育委員会には、本会議の一般質問・答弁内容を報告しておりますが、今後、文教委員会の審議状況のうち早期に周知が必要と思われる内容については、教育委員会に適宜、情報提供してまいりたいと考えております。

Q：交流及び共同学習のガイドライン

「交流及び共同学習のガイドライン」の検討委員会が25年度4月から試行する「素案」を作成するにあたり、保護者を委員で参画させないことや、検討委員会が傍聴できないことは、不適切な政策決定過程だと言わざるを得ません。

保護者が委員として参画しなければ、教育を提供する側だけで、素案が決定することになります。利用者側の目線がありません。素案を試行しての検討過程でやっと保護者委員を参画させるというのは、実に不適切な政策過程です。

そもそも検討会は、交流及び共同学習を進める為の課題を解決していくために立ち上げたものと認識しています。それだけに、自治基本条例の第36条に規定されている「課題を解決するための活動に相互に参画」ということから、主体の一人である保護者は委員として、政策である「素案」作りから加わるべきです。

また、第32条に基づき、政策の立案から実施までの過程を区民にわかりやすく説明する区の説明責任からも傍聴は認められるべきものです。自治基本条例が政策過程にまったく反映されていず、条例違反に感じます。

素案作成に保護者委員を参画させられないことや、傍聴を認められない理由は何があるのでしょうか。保護者たちは「何か隠したいことがあるのか」と勘繰っています。

保護者委員の素案作成への参画、傍聴について教育委員長、各委員のお考えを伺いたく存じます。教育長のご答弁、よろしくお願いたします。

教育長：特別支援教育振興委員会の交流及び共同学習ガイドライン検討部会は、特別支援学級設置校長及び教育局職員等による実務者の協議の場であり、学識経験者に専門的意見を伺う場でもあります。平成24年度に、部会で検討するガイドライン素案は、あくまで決定前の素案であり、区民の参画や傍聴については想定しておりません。

なお、素案を平成25年度に試行する段階では、区民・保護者等の参画による検証委員会を立ち上げ、会議も公開する予定です。また、各学校の保護者へのヒヤリングも行い、ご意見を伺う機会を設け反映していく予定であります。

なお、これらの答弁策定につきましても、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第17条第1項の規定に基づく教育長の権限のひとつであると認識しております。

Q：子どもの安全

文科省は、既存の学校施設のバリアフリー化を積極的に推進することが必要だとしています。しかし、文京区は、対象になる児童生徒がいるにもかかわらず、既存の学校施設にエレベーターの設置を進めていません。

そもそも区は、肢体不自由の子どもによっては、人的な措置をするだけでは、安全が確保されないことを認識し、エレベーターが安全上、欠かせないことを知っています。

例えば、エレベーターがない学校へ就学を希望した子の保護者は、就学相談員から「エレベーターがないところに入學し

たら、階段を上げるのに、誰がお子さんを背負うのですか」「高学年になったらとても、お子さんを背負えない。危ない」「エレベーターを設置したらいったいいくらかかると思っているの？税金なんですよ」と言われています。

そもそも、エレベーターの設置されないことで、子どもは安全を脅かされているだけでなく、移動に時間がとられることから、休み時間が少なくなるなどの制限を受け、学校生活の質にも大きく影響しています。

エレベーターの設置は、体育館の天井の改修などと一緒に考え、どちらからに優先順位をつけるべき問題ではありません。それぞれの中で優先順位をつけるべきことです。どちらも重要で取り組むべき課題です。

エレベーターの設置は、障害のある子だけでなく、怪我をした子や、地域の高齢者や車いすの方、さらには、給食の運搬にも有効なものです。

既存の学校施設に、エレベーターを設置する計画について伺います。

その計画が、学校改修など何年も先であるのなら、子どもたちの「今」の安全と学校生活の質をどのように担保していくのか、具体的な代案をお示してください。

教育長：現在、学校を改築する際には、十分にバリアフリー化を考慮したものとしております。

また、既存校舎のバリアフリー改修等に当たっては、特別支援学級のある学校を優先してまいります。

既存校舎へのエレベーターの設置につきましては、他の大規模改修工事を勘案の上、設置の可能性について検討を行い、設置が困難である場合には、改築時に設置してまいります。

それまでは、個別の状況に応じて人的措置等により対応してまいります。

自席からの発言をお許してください。

区長 教育長 答弁ありがとうございました。

特に教育長のトイレに対するご答弁からは、老朽化した文京区立小、中学校のトイレを「綺麗で明るく快適なトイレ」に改修して、子ども達の健康を守っていくことに前向きではないことが、よく伝わってきました。

ちなみに、多機能トイレについて、一点、申し上げあげておきます。

多機能トイレの設置は、教室棟を再配置しなければならないものでは、ありません。既存のトイレを改修していく中に多機能トイレを設置していくことが通常です。

区民に誤解を与えるような答弁は控えていただけること、切に願います。

最後に、教育委員長、教育委員と相談していただき答弁をお願いしたのですが、一切、教育委員長や教育委員には相談をなさっていないとのことでした。

実に残念です。

議会から教育委員長らに質問がでていることについて、教育長は報告することを求められていなかったとするならば、それは教育全般を司り責任を負う教育委員会として不適切だと言わざるを得ません。

文教委員会では、教育委員会から教育長に委託している内容などについても議論を深めさせていただきたいと思います。

また、その他の点についても、同僚議員から各委員会で議論をさせていただきます。

これで私の質問は終わります。

ありがとうございました。